

平成 27 年 12 月 14 日

各 位

上場会社名 株式会社 T A S A K I  
代表者 取締役・代表執行役社長 田島 寿一  
(コード番号 7968 東証第一部)  
問合せ先責任者 人事総務部 IR 担当マネージャー田中 雅彦  
(電話番号 080-2461-3910)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 1 月 28 日開催予定の第 58 期定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 平成 27 年 6 月 12 日に A 種優先株式の全てを取得し、同日、その全てを消却いたしましたので、現行定款における当該 A 種優先株式の発行可能株式総数及び関連規定を廃止するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」（以下「改正会社法」といいます。）が平成 27 年 5 月 1 日をもって施行されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
- ①改正会社法により、社外取締役に加えて、業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、取締役がその期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款第 27 条（取締役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。なお、この変更については、各監査委員の同意を得ております。
- ②改正前の会社法の用語を改正会社法で使用されている用語に変更し、明確化するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(機関の設置) 第 4 条 当社は、 <u>委員会</u> 設置会社として、株主総会および取締役のほか、取締役会、委員会、執行役および会計監査人を置く。	(機関の設置) 第 4 条 当社は、 <u>指名委員会等</u> 設置会社として、株主総会および取締役のほか、取締役会、委員会、執行役および会計監査人を置く。

<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 29,000,000株とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <p>普通株式 36,000,000株 A種優先株式 7,000,000株</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 29,000,000株とする。</p>
<p>(A種優先株式)</p> <p>第6条の2 A種優先株式の内容は、別紙1のとおりとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式およびA種優先株式ともに100株とする。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第18条の2 第14条、第15条、第17条および前条の規定は、<u>種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>2 第13条の規定は、<u>定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>3 第16条第1項の規定は、<u>会社法第324条第1項の規定によるべき種類株主総会の決議に、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定によるべき種類株主総会の決議に、それぞれ準用する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

### 3. 日程

定款一部変更の効力発生予定日 平成28年1月28日(木)

(以下、現行定款より別紙1部分の引用)

## 別紙1 A種優先株式の内容

### 1. 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式(以下「優先株式」という。)を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、優先株式1株につき、普通株式1株あたりの配当金にその時点での取得比率を当初取得比率で除した数を乗じた額の配当を、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)と同順位にて行う。1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### 2. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株あたりの残余財産分配額として、200円(以下「優先残余財産分配金」という。)を分配する。
- (2) 優先株式発行後、4項(4)①乃至⑤のいずれかに該当する場合には、4項(4)の規定に従い、優先残余財産分配金の額を調整する。
- (3) 優先株主または優先登録株式質権者に対し(1)に基づく分配を行ってなお残余財産が残存する場合(以下かかる残存する残余財産を「残存残余財産」という。)で、残存残余財産の額が残余財産分配時の発行済普通株式数(自己株式を除く。)に優先残余財産分配金((2)に基づく調整があった場合にはその調整後の優先残余財産分配金をいう。以下この項において同じ。)を乗じた額に満たない場合には、残存残余財産については優先株主または優先登録株式質権者に対して残余財産の分配を行わない。
- (3) 優先株主または優先登録株式質権者に対し(1)に基づく分配を行ってなお残存残余財産が残存する場合で、残存残余財産の額が残余財産分配時の発行済普通株式数(自己株式を除く。)に優先残余財産分配金を乗じた額を超える場合には、残存残余財産のうち上記額を超えない部分については優先株主または優先登録株式質権者に対して残余財産の分配を行わず、上記額を超える部分(以下「再残存残余財産」という。)については、優先株主または優先登録株式質権者に対して、優先株式1株あたり、再残存残余財産についての普通株式1株あたりの分配額にその時点での取得比率を当初取得比率で除した数を乗じた額の残余財産を、普通株主または普通登録株式質権者と同順位にて支払う。

### 3. 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有する。

### 4. 株式の併合または分割、株式無償割当て等

- (1) 当社は、株式の併合または株式の分割をするときは、優先株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれをする。
- (2) 当社は、株式無償割当てまたは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)無償

割当てをするときは、優先株主に対し、優先株式の株式無償割当てまたは優先株式を目的とする新株予約権無償割当てを、普通株主に対して行う普通株式の株式無償割当てまたは普通株式を目的とする新株予約権無償割当てと、それぞれ同時に同一の割合(新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。)とする。

(3) 当社は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行(自己株式の処分を含む。以下同じ。)または株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行(自己新株予約権の処分を含む。以下同じ。)をするときは、優先株主に対し、優先株式または優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、普通株主に対して与える普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利と、それぞれ同時に同一の割合(新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。)で、優先株主の権利・利益に鑑みての実質的に公平な払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により与える。

(4) 優先株式発行後、次の①乃至④のいずれかに該当する場合には、優先残余財産分配金は、その直前における優先残余財産分配金(以下「調整前優先残余財産分配金」という。)をもとに下記算式(以下「優先残余財産分配金調整式」という。)により計算される額に調整され、⑤に該当する場合には、同⑤に従って調整される(かかる調整後の優先残余財産分配金を以下「調整後優先残余財産分配金」という。)。調整後優先残余財産分配金の額は、小数点第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{調整後} & & \text{調整前の} \\
 \text{優先残余} & & \text{既発行} \\
 \text{財産分配金} & = & \text{優先株式} \\
 & & \times \\
 & & \text{調整前} \\
 & & \text{優先残余} \\
 & & \text{財産分配金} \\
 & & \times \\
 & & \frac{\text{新規発行・処分} \\ \text{優先株式数} \quad \times \quad \text{1株あたり払込金額}}{\text{調整前優先残余財産分配金}} \\
 & & \frac{\text{調整前の既発行} \quad + \quad \text{新規発行・処分優先株式数}}{\text{優先株式数}}
 \end{array}$$

① 優先株式につき株式の分割をするとき

優先株式につき株式の分割をするときは、これにより増加する株式数を新規発行・処分優先株式数とみなし、1株あたり払込金額を零円として優先残余財産分配金調整式を使用するものとし、株式の分割の効力発生日以降、調整後優先残余財産分配金を適用する。

② 優先株式につき株式無償割当てをするとき

優先株式につき株式無償割当てをするときは、1株あたり払込金額を零円として優先残余財産分配金調整式を使用するものとし、株式無償割当ての効力発生日以降、調整後優先残余財産分配金を適用する。

③ 優先株式につき株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行をするとき

優先株式につき株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行をするときは、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日)以降、調整後優先残余財産分配金を適用する。

④ 優先株式につき株式の併合をするとき

優先株式につき株式の併合を行う場合には、株式の併合により減少する株式数の負の値を新規発行・処分優先株式数とみなし、1株あたり払込金額を零円として優先残余財産分配金調整式を使用するものとし、株式併合の効力発生日以降、調整後優先残余財産分配金を適用する。

⑤ 優先株式につき優先株式を目的とする新株予約権無償割当てまたは株主に優先株式を目的とする新株予

約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行をするとき

優先株式につき優先株式を目的とする新株予約権無償割当てをするときまたは株主に優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行をするときは、調整後優先残余財産分配金は、それぞれ上記②または③に定めるところに準じて適切な優先残余財産分配金に調整される。

#### 5. 普通株式を対価とする取得請求権

優先株主は、当会社に対し、以下に定める取得を請求することができる期間中、以下に定める取得の条件で、その有する優先株式の全部または一部につき、普通株式の交付を対価とする取得を請求することができる。

##### (1) 取得を請求することができる期間

優先株式の払込期日から起算して1年を経過した日以降とする。

##### (2) 取得の条件

優先株主は、優先株式の全部または一部について、当会社が優先株式を取得するのと引換えに、優先株式1株につき下記(イ)および(ロ)に定める取得比率により、下記(ハ)の定めに従い、当会社の普通株式を交付することを請求することができる。

##### (イ) 当初取得比率

当初の取得比率は4とする。

##### (ロ) 取得比率の調整

優先株式発行後、合併、株式交換、株式移転、または会社分割その他当会社の発行済株式の総数が変更する事由が生じる場合（ただし、4項(1)乃至(3)に定める場合を除く。）で、優先株主の権利・利益に鑑みての実質的公平の観点から当該取得比率の調整が必要とされる場合には、取締役会が適切と判断する取得比率に変更される。

##### (ハ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、優先株主が取得を請求した優先株式数に、取得比率を乗じた数とする。

なお、取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に規定する金銭は交付しないものとする。

以上